

地 保 第 2 8 1 9 号
令和2年(2020年)10月22日

札幌市保健所長
市立函館保健所長
旭川市保健所長
小樽市保健所長

様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

令和2年度(2020年度)感染症病床確保促進事業費補助金について(通知)

このことについて、重点医療機関及び協力医療機関相当とみなす医療機関の考え方を別紙のとおりお知らせします。

つきましては、別添の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関へ周知願います。

なお、当該補助金の交付決定を行った医療機関に対しては、当課より周知しておりますので御承知お願います。

【問い合わせ先】

保健活動支援係

電話：011-206-0409(直通)

(別紙)

【4～7月を重点医療機関相当とみなす医療機関の考え方】

- ① フェーズ1の現時点において既に重点として指定を受けている医療機関。
- ② フェーズ2ないし3において、重点指定を受ける予定となっており、かつ、4～7月の間に一定の患者数を受け入れている医療機関。
- ③ ①又は②を満たす医療機関の4～7月分を重点相当とみなすが、支給対象とする病床数は、当時、道に対して報告していた受入可能病床数を基本とする。
ただし、院内感染の発生などにより、診療体制に影響が及んだと見込まれる医療機関に対しては個別対応とする。

※ 令和2年6月12日（国第二次補正予算成立）以前に新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟を確保している医療機関に限る。

【4～7月を協力医療機関相当とみなす医療機関の考え方】

令和2年6月12日（国第二次補正予算成立）以前に新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を確保している医療機関。

〈協力医療機関の4～7月分支給の考え方〉

- ① 4～7月までの間に受け入れた疑似症患者が最も多い日の入院患者数を協力医療機関としての確保病床数として支給する。
- ② 休止病床については、支給対象としない。

【問い合わせ先】

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（医療体制班）

TEL 011-231-4111（代表） 内線38-933